

大津市交通安全功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大津市交通安全条例(令和3年条例第59号)第17条の規定に基づき、市長が交通安全の推進に貢献し、その功績が顕著であった団体及び個人を表彰するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全功労団体表彰
- (2) 交通安全功労者表彰

(表彰)

第3条 表彰は、表彰状を交付することにより行うものとする。

2 前項の交付は、記念品を添えて行うことができるものとする。

(被表彰者)

第4条 被表彰者は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから市長が選考する。

- (1) 市内に住所を有する者又は主たる事務局等を有する団体であること。
- (2) 10年以上にわたり、交通事故の防止、交通安全意識の高揚、交通安全の教育・啓発、交通安全施設の整備又は被害者の救済に係る活動をしている者であること。
- (3) 大津警察署、大津北警察署又は大津交通安全協会若しくは大津北交通安全協会(以下「推薦者」という。)から推薦を受けた者であること。
- (4) 過去に第2条各号に掲げる表彰を受けたことがない者であること。

(推薦の方法)

第5条 前条第3号の推薦は、交通安全功労団体表彰推薦書(様式第1号)又は交通安全功労者表彰推薦書(様式第2号)により行うものとする。

2 前項の推薦は、1の会計年度ごとに各推薦者につき1の者までとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日より施行する。